

議案第 8 2 号

すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例

すみだ生涯学習センター条例（平成 6 年墨田区条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、力をキとし、才を力とし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ ドーム

第 5 条第 1 項中「ウまで及び」を「エまで及び」に改める。

別表第 1 本館施設の部ホールの項の次に次のように加える。

ドーム	6,200円	7,200円	7,200円
-----	--------	--------	--------

付 則

- 1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後のドームの使用に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後のすみだ生涯学習センター条例の規定の例により行うことができる。

（提案理由）

平成 2 5 年 3 月をもって廃止したプラネタリウム館の施設跡の有効活用を図るため、当該場所に貸出施設を新設するとともに、その使用料の上限額を定める必要がある。